

米沢市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

④ スポーツ施設編

令和3年6月

個別施設計画（建物系施設等）

※囲みの付いた範囲がこの編です。

編の名称	施設名	所管課
① 集会施設編	(1) 置賜総合文化センター (2) コミュニティセンター（18 施設）	社会教育課
② 文化施設・図書館等施設編	(1) 市民文化会館 (2) 座の文化伝承館 (3) ナセ BA（市民ギャラリー・図書館）	文化課
③ 博物館等施設編	(1) よねざわ昆虫館 (2) 児童会館 (3) 伝国の杜・上杉博物館 (4) 埋蔵文化財資料室	社会教育課 文化課 財政課（文化課）
④ スポーツ施設編	(1) 屋内スポーツ施設 （市営体育館・市営八幡原体育館・市営武道館・市営弓道場・市営相撲場・市営多目的屋内運動場） (2) 屋外スポーツ施設 （市営野球場・市営西部野球場・八幡原緑地野球場・市営人工芝サッカーフィールド・北村公園テニスコート・八幡原緑地テニスコート・市営陸上競技場・市営プール）	スポーツ課
⑤ 観光等施設編	(1) 上杉記念館 (2) 置賜広域観光案内センター (3) 道の駅田沢 (4) 道の駅米沢 (5) 米沢駅東駅前広場（公衆トイレ） (6) 松が岬おまつり広場（公衆トイレ） (7) 天元台スキー場 (8) 旧市営小野川スキー場	観光課 〃 〃 〃 〃 財政課（地域振興課）
⑥ 産業等施設編	(1) アクティー米沢 (2) 笹野民芸館 (3) 森林体験交流センター (4) 食肉センター (5) 青果物地方卸売市場 (6) 吾妻山ろく放牧場	商工課 森林農村整備課 農政課 〃
⑦ 子育て支援等施設編	(1) ひまわり学園 (2) 緑ヶ丘保育園 (3) 吾妻保育園 (4) 上郷児童センター (5) 窪田児童センター (6) 成島児童遊園（ワクワクランド）	社会福祉課 子育て支援課 〃 〃
⑧ 保健福祉等施設編	(1) いこいの家 (2) 興望館 (3) すこやかセンター	社会福祉課 子ども家庭課 健康課
⑨ 庁舎編	(1) 市庁舎	財政課
⑩ その他（行政財産（生活環境施設））編	(1) 斎場 (2) 市営駅前自転車駐車場 (3) 市営駅東自転車駐車場 (4) まちなか駐車場	環境生活課 〃 文化課
⑪ その他（普通財産等施設）編	(1) 三沢郷土資料民具館 (2) ガイダンス教室（適応指導教室） (3) 三沢東部小学校山梨沢分校 (4) 南原小学校李山分校 (5) 旧関根小学校 (6) 旧関根小学校赤崩分校 (7) 旧関小学校 (8) 旧関小学校高湯分校 (9) 旧関小学校及び旧南原中学校綱木分校 (10) 旧上郷小学校浅川分校 (11) 旧南原中学校 (12) 万世片子車庫 (13) 旧金池記念会館 (14) 旧自動車運転練習場 (15) 愛宕倉庫	財政課 財政課（学校教育課） 教育総務課 〃 〃 〃 〃 〃 文化課、教育総務課 財政課 財政課（文化課） 財政課
⑫ 企業会計（病院施設）編	(1) 市立病院 (2) 市立病院保育所 (3) 医師住宅 (4) レジデントハウス	市病総務課

注） 「公営住宅編」及び「学校施設編」は、別途策定しています。

目 次

第1章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ

第1節 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2節 総合管理計画及び各施設事業計画と本個別施設計画との関係・・・・・・・・1

第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間

第1節 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2節 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 施設を取り巻く現状・課題と個別施設の状態

第1節 公共施設を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1 屋内スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2 屋外スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2節 個別施設の状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1 個別施設の状態の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

2 個別施設の状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4章 対策の優先順位の考え方

第1節 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第2節 施設類型特有の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第5章 対策方針と対策内容及び実施時期

第1節 対策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

1 対策方針における視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

2 スポーツ施設の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

3 対策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第2節 対策内容と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第6章 今後の対応方針

第1節 計画の進捗管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第2節 計画の改定に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第3節 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第4節 予算への反映方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第 1 章 個別施設計画策定の背景、目的と位置づけ

第 1 節 計画策定の背景と目的

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているなか、本市においても、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 29 年 3 月に「米沢市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度～令和 17 年度）」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

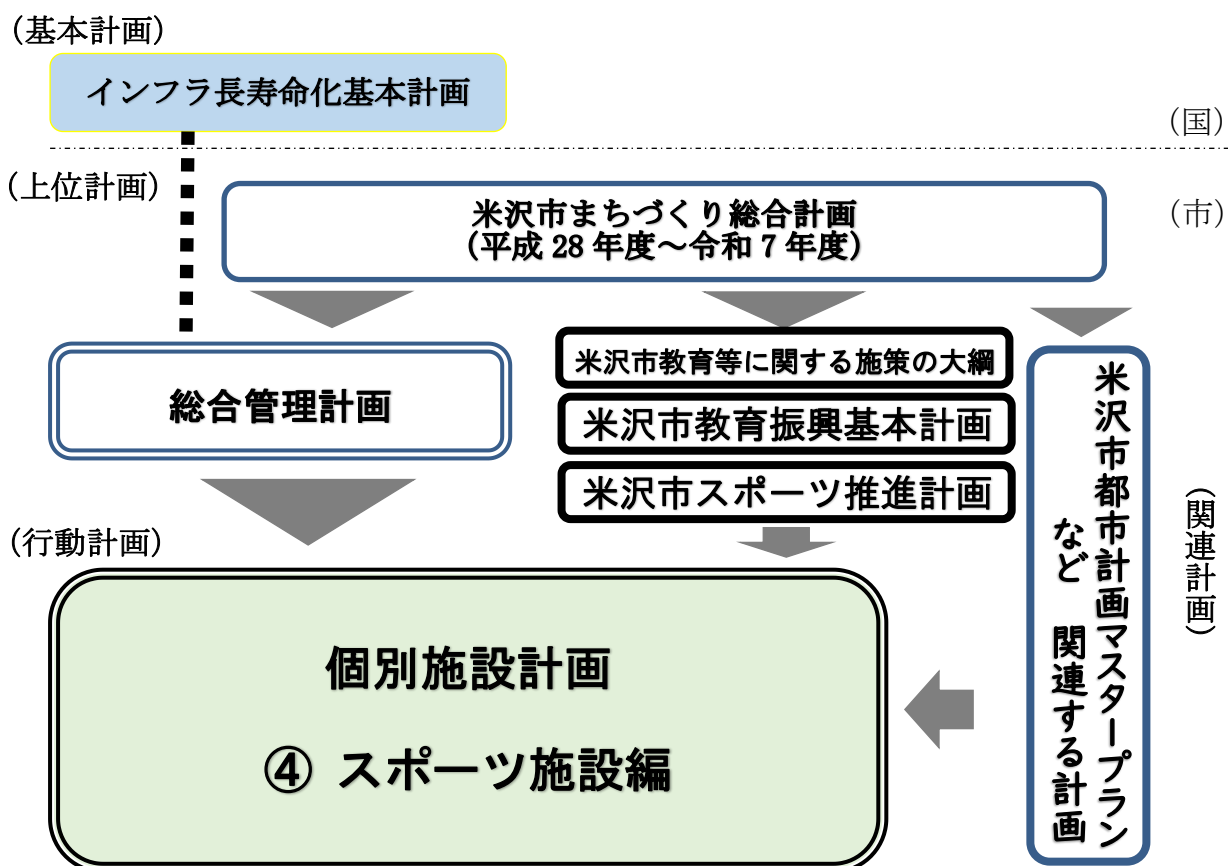
総合管理計画では、人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化、公共施設の老朽化、厳しい財政状況といった課題に対応し、今後 20 年間の公共施設等の適正管理のため、3つの基本原則（計画書 p.112）を設定するとともに、施設分類ごとに実施方針を定めたところです。

この「個別施設計画」は、総合管理計画の方針等に基づき、本市が保有する公共施設等について、その計画期間における具体的な対策内容や実施時期について記載し、公共施設等の効率的な管理に向けた取組を進めていきます。

第 2 節 総合管理計画及び各事業計画と本個別施設計画との関係

個別施設計画は総合管理計画の下位計画と位置付けます（図表 1-2-1 参照）。そのため個別施設計画は、総合管理計画の基本原則や施設分類ごとの実施方針に基づき、各施設の事業計画と調整を図りながら施設の具体的かつ計画的な対策を行っていくための具体的指針になるものです。

図表 1-2-1 計画の位置付け



第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間

第1節 対象施設

個別施設計画は、令和2年度時点で本市が所有する施設を対象とします。

また、計画の策定単位（編）は、総合管理計画で定めた施設分類を基本に、類似する普通財産も併せて1つの計画とします。なお、既に機能変更が決まっている施設については、機能変更後の施設分類に含めて策定します。

本計画「④スポーツ施設編」の対象施設は、屋内スポーツ施設6施設と屋外スポーツ施設8施設の合計14施設とします。（図表2-1-1参照）

図表 2-1-1 対象施設一覧

No	施設名	種別	延床面積 (㎡)	建設 年度	経過 年数	構造	耐震 診断	耐震 補強
1	市営体育館		5,981.94	S47	47	SRC	実施済	不要
2	市営八幡原体育館		1,530.92	H14	17	SRC	不要	不要
3	市営武道館		1,536.52	S47	47	RC	実施済	不要
4	市営弓道場		983.78	H3	28	S	不要	不要
5	市営相撲場		349.92	S54	40	S	未実施	未実施
6	市営多目的屋内運動場		2,082.36	H10	21	S	不要	不要
7	市営野球場	メインスタンド	6,563.12	H3	28	SRC	不要	不要
		バックスクリーン棟	277.67	H3	28	S	不要	不要
8	市営西部野球場	グラウンド	16,330.00	S25	69	—	—	—
		役員室兼放送室	84.00	S58	36	RC	対象外	対象外
9	八幡原緑地野球場	グラウンド	12,785.00	S51	43	—	—	—
		倉庫	30.00	S60	34	CB	不要	不要
		便所	24.00	S60	34	W	不要	不要
10	市営人工芝サッカーフィールド	駐車場トイレ	22.26	H24	7	RC	不要	不要
		駐輪場	68.88	H24	7	S	不要	不要
		物置	37.22	H24	7	S	不要	不要
		クラブハウス	251.25	H23	8	S	不要	不要
11	北村公園テニスコート	コート	3,600.00	S51	43	—	—	—
		クラブハウス	120.00	H13	18	RC	不要	不要
12	八幡原緑地テニスコート	倉庫・トイレ・ピロティ	121.06	S54	40	RC	対象外	対象外
13	市営陸上競技場	管理棟	834.71	S45	49	RC	未実施	未実施
14	市営プール	管理棟	1,840.14	H1	30	RC	不要	不要
		機械棟	722.37	H1	30	RC	不要	不要

※ 「延床面積」は、各建物の延床面積の合計
「建築年月」は、主要な建物のうち最も古い施設
「経過年数」は、令和2年3月31日時点での経過年数
「種別」において「建物」と「グラウンド・コート等」の建設年が違う場合は区分けし記載

第2節 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を対象とします。

個別施設計画では、総合管理計画の終期である令和17年度までの実施方針を参考に、今後10年間の具体的な対策内容及び対策時期、対策費用の概算を記載します。

総合管理計画及び個別施設計画の各計画期間とまちづくり総合計画の関係については図表2-2-1のとおりです。

図表 2-2-1 総合管理計画及び個別施設計画の計画期間とまちづくり総合計画の関係

年度（西暦）	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
年度（元号）	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合管理計画	計画期間（20年間）																			
個別施設計画	策定期間		計画期間（10年間）																	
まちづくり総合計画	基本構想（10年間） 平成28年度～令和7年度										（予定）基本構想（10年間） 令和8年度～令和17年度									
	基本計画（5年間） 前期					基本計画（5年間） 後期					基本計画（5年間） 前期					基本計画（5年間） 後期				
	第1期					第2期					第1期					第2期				
						第3期										第3期				
	実施計画（3年間）					第4期										第4期				
						第5期										第5期				

第3章 施設を取り巻く現状・課題と個別施設の状態

本計画が対象とする公共施設は、行政サービスの中で様々な役割を担っており、それが必要とされる過程の中で、段階的に新規建設や建て替え、修繕等がなされてきました。この章では、公共施設の持つ役割と施設建設の過程について概要を記載するとともに、施設が現在持つ課題や個別施設の状態について整理します。

第1節 公共施設を取り巻く現状と課題

1 屋内スポーツ施設

(1) 施設の役割（共通事項）

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に資することを目的としたスポーツ施設です。

(2) 施設の概要（共通事項）

屋内スポーツ施設共通として、老朽化に対しては、部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておりません。

個別の施設を取り巻く現状と課題については以下のとおりです。

1-1 市営体育館

(1) 施設の概要

昭和47年度に建設した鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての施設です。平成18年度に耐震診断を行った結果、耐震補強は不要です。

本市のスポーツ振興の拠点施設の一つであり、多種目で幅広い世代が、様々なスポーツのほか大規模な集会・イベントに活用しています。また、大規模災害時の防災活動拠点施設です。

館内には合宿所とトレーニング室も備えており、トレーニング室は健康志向の高まりから利用者ニーズが年々高まっています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後47年が経過しており、屋根の防水シートや給排水設備、空調設備等の劣化が進行しています。今後、これら全ての施設及び設備を大規模改修する場合、対策費用の大幅な増加が想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

熱中症対策として冷房設備の設置、また、劣化したトレーニング機器の更新が必要です。さらに、駐車スペースの不足や、大規模災害時の防災活動拠点施設としての役割を果たすため、受電設備やバリアフリー化等の機能向上が求められています。今後も安全安心に利用できる施設の維持管理及び改修が課題です。

1－2 市営八幡原体育館

(1) 施設の概要

平成14年度に建設した鉄骨鉄筋コンクリート造一部2階建ての施設です。新耐震基準に適合しており、耐震診断及び耐震補強は不要です。

アリーナの面積（バスケットボール1面分）から、個人または小グループでの利用者が多くなっています。

また、館内にはトレーニング室も備えており、健康志向の高まりから利用者ニーズが年々高まっています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後17年が経過しており、全体的に大きな劣化は見られませんが、屋根の防水シートやアリーナの照明設備は、今後改修が必要となってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

トレーニング室の利用頻度が高く機器の劣化が進行していることから、機器の更新が必要です。今後は、利用者のニーズに合わせた施設設備の整備が課題です。

1－3 市営武道館

(1) 施設の概要

昭和47年度に建設した鉄筋コンクリート造2階建ての施設です。平成18年度に耐震診断を行った結果、耐震補強は不要です。

武道館全体では利用者数の大幅な増減はありませんが、個別に見ると柔・剣道場は多くの団体・個人が利用しています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後47年が経過しており、屋根の防水シートや給排水設備、空調設備等の劣化が進行しています。今後、これら全ての施設及び設備を大規模改修する場合、対策費用の大幅な増加が想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

弓道場については、利用者が固定化しています。また、市営弓道場と機能が重複していることから、集約化を検討する必要があります。

1－4 市営弓道場

(1) 施設の概要

平成3年度に建設した鉄骨造平屋建ての施設です。新耐震基準に適合しています。

利用者数の大幅な増減はありませんが、各種大会が開催される重要な施設です。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後28年が経過しており、屋根の塗装が劣化しています。今後、改修が必要となってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

市営武道館内の弓道場の集約に伴う安全対策及び施設設備の整備のあり方が課題です。今後は、計画的な修繕及び改修を行い、長寿命化対策を図る必要があります。

1－5 市営相撲場

(1) 施設の概要

昭和54年度に建設した鉄骨造平屋建ての施設です。旧耐震基準の建物ですが、米沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、防災活動拠点施設等の耐震化を優先しているため、耐震診断及び耐震補強は実施していません。

利用者数は、増加傾向であり主にスポーツ少年団の練習や幼児のイベントで利用しています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後40年が経過しており、土俵及び屋根・外壁等の劣化が進行しています。また、給湯ボイラーの劣化により、シャワー室の給湯設備が使用できない状態です。今後、改修が必要となってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

施設の耐震診断の実施について、検討が必要です。また、暖房設備が整備されていないため、冬期間の利用に支障をきたしています。今後、利用者のニーズに合わせた施設設備の整備が課題です。

1－6 市営多目的屋内運動場

(1) 施設の概要

平成10年度に建設した鉄骨造平屋建ての施設です。新耐震基準に適合しています。

年間を通じて本市のスポーツ施設の中でも施設稼働率が高い施設です。また、積雪の多い地域的な要因から天候に左右されない屋内スポーツ施設のニーズが高まっています。

(2) 施設の老朽化の概要

平成27年度に人工芝張替工事を実施していますが、稼働率の高さから人工芝に劣化が見られます。また今後、屋根の塗装や照明設備等の大規模改修が必要となってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

利用状況によって、コート内を移動するスペースがなくなり競技中の安全確保が出来ないことがあります。また、競技種目によっては換気設備の換気量が十分に満たされない場合があります。加えて、照明設備の一部が劣化により照度不良となっています。今後は、計画的な修繕及び改修を行い、長寿命化対策を図る必要があります。

2 屋外スポーツ施設

(1) 施設の役割（共通事項）

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に資することを目的としたスポーツ施設です。

(2) 施設の概要（共通事項）

屋外スポーツ施設共通として、老朽化に対しては、部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施していません。

個別の施設を取り巻く現状と課題については以下のとおりです。

2-1 市営野球場

(1) 施設の概要

平成3年度に建設した鉄骨鉄筋コンクリート造のメインスタンド及び鉄骨造のバックスクリーン棟の施設です。新耐震基準に適合しています。

現状、利用者数の大幅な増減はありませんが、本市で唯一の硬式野球の出来る球場であるため重要な施設です。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後28年が経過しており、施設全体的の劣化が進行しています。特に2階観客席の防水改修は早急な改修が必要です。また、今後ラバーフェンス及びスコアボード等の大規模改修が必要になってくることが想定されます。なお、給湯ボイラーの劣化により、シャワー室の給湯設備が使用できない状態です。

(3) 施設を取り巻く課題

外野天然芝部分に不陸が発生しており、競技に支障をきたしています。今後は、計画的な修繕及び改修を行い、長寿命化対策を図る必要があります。

2-2 市営西部野球場

(1) 施設の概要

昭和25年度に建設した鉄筋コンクリート造の施設です。なお、昭和58年度にバックネット裏に役員室兼放送室を建設しています。

市街地にあり、周辺に小学校や民家が近接していることから軟式野球での利用に限定しています。また、今後競技人口が減少することが見込まれます。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後69年が経過しており、老朽化が著しく、令和元年度には倒壊の危険性のある球場外壁の万年塀の全面撤去を実施しました。また、観客席やスコアボード、フェンス等も劣化が進行している状態です。今後、これら全ての施設及び設備を大規模改修する場合、対策費用の大幅な増加が想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

万年塀を撤去したことで施設の安全な管理に支障をきたしていることが課題です。また、競技人口の減少と改修費用の増加が見込まれることから、八幡原緑地野球場との集約化を検討する必要があります。

2-3 八幡原緑地野球場

(1) 施設の概要

昭和51年度に建設した施設です。耐震診断・耐震補強は不要です。

施設の構造上、軟式野球での利用に限定しています。利用者数は減少傾向にあり、今後競技人口も減少することが見込まれます。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後43年が経過しており、老朽化が著しく、グラウンドの暗渠設備やフェンス等の劣化が進行している状態です。今後、これら全ての施設及び設備を大規模改修する場合、対策費用の大幅な増加が想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

駐車スペースの増数やウォーミングアップコートの整備が必要です。また、競技人口の減少と改修費用の増加が見込まれることから、市営西部野球場との集約化を検討する必要があります。

2-4 市営人工芝サッカーフィールド

(1) 施設の概要

平成24年度に建設した人工芝ピッチ2面の施設です。鉄骨造平屋建てのクラブハウスを併設しています。新耐震基準に適合しています。

各種大会の開催の他、スポーツ少年団や社会人チームの練習利用等により、高い稼働率となっています。また、グラウンドゴルフ等のサッカー以外の競技でのニーズもあり、幅広い年齢層に使用されています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後7年が経過していますが、クラブハウスには大きな劣化及び不具合は見られません。ピッチ内の人工芝に関しては、稼働率の高さから、劣化によるコンディション不良箇所が散見される状態です。今後、人工芝の全面張替が必要となることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

利用者の安全性を確保するため、人工芝の定期的なメンテナンスを行い、長寿命化対策を図る必要があります。

2-5 北村公園テニスコート

(1) 施設の概要

昭和51年度に建設したクレーコート4面の施設です。なお、平成13年度に鉄骨コンクリート造平屋建てのクラブハウスを建設しています。クラブハウスは新耐震基準に適合しています。

コートの排水不良により利用できない日が多いため、利用者数は減少しています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後43年が経過しており、防球フェンスとコートの表層及び暗渠設備の劣化が進行しています。今後、改修が必要になってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

劣化したクレーコートであり、また、コートの面数が少ないことから県内4地域の中で唯一本市を含む置賜地域のみが中学・高校の県大会等が開催できない状況です。そのため、競技団体から長年要望が出ているコートの全面改修（人工芝化）や照明設備の更新等大規模な改修が必要となってきます。

2-6 八幡原緑地テニスコート

(1) 施設の概要

昭和54年度に建設したハードコート6面の施設です。鉄筋コンクリート造平屋建ての倉庫及びピロティを併設しています。耐震診断・耐震補強は対象外です。

施設の老朽化及びコートの一部が使用できないことで、利用者数は減少しています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後40年が経過しており、コート内のひび割れや沈下などが顕著となっています。特に第2コートは著しく損傷して使用できない状態です。

(3) 施設を取り巻く課題

地域や競技団体等から要望が出ているテニスコートの全面改修（人工芝化）や照明設備の更新等大規模な改修が必要となってきます。

2-7 市営陸上競技場

(1) 施設の概要

昭和45年度に建設した1周400mの8コースの競技場です。鉄筋コンクリート造の管理棟（観客席スタンド含む）を併設しています。平成19年度にはトラックレーンを全天候型に改修しています。

旧耐震基準の建物ですが、米沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、防災活動拠点施設等の耐震化を優先しているため、耐震診断及び耐震補強は実施していません。

利用者数は減少傾向となっていますが、（公財）日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場となっており、近隣市町の競技場に無い観客席や応援スペースを有し、置賜地区の公式大会等を開催できる重要な施設です。

(2) 施設の老朽化の概要

施工後49年が経過しており、スタンドの床や管理棟外壁の劣化が進行しています。今後、改修が必要となってくることが想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

管理棟の耐震診断の実施について、検討が必要です。また、公認競技場としての競技規則の改正等に対応した改修や、長寿命化対策のための計画的な修繕・改修を行う必要があります。

2－8 市営プール

(1) 施設の概要

平成元年度に建設した50m・25m・幼児・飛込の4つのプールがある施設です。鉄筋コンクリート造の管理棟（観客席スタンド含む）及び機械棟を併設しています。新耐震基準に適合しています。

利用者数に増減はありませんが、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する憩いの場でもあり、市民の健康増進を図るためにも欠かせない施設です。また、飛込プールは県内唯一の施設となっています。

(2) 施設の老朽化の概要

竣工後30年が経過しており、プールサイドの平板及びインターロッキングブロック、給排水配管、濾過機等の劣化が進行しています。大規模改修が今後必要となってくることが想定されます。今後、これら全ての施設及び設備を大規模改修する場合、対策費用の大幅な増加が想定されます。

(3) 施設を取り巻く課題

児童・生徒等の夏休み期間は家族連れでの利用者が多く、ニーズにあった施設の管理運営（休憩スペースの設置等）の見直しが必要です。

また、休場期間も含めた利活用を検討し、利用者の拡充が課題です。今後は、計画的な修繕及び改修を行い、長寿命化対策を図る必要があります。

第2節 個別施設の状態

本計画を策定する上で重要となる公共施設におけるハード面・ソフト面の状態について整理をします。整理に当たっては、ハード面・ソフト面それぞれについて評価基準を設定し、各施設の評価を行います。

図表 3-2-1 評価項目一覧

区 分	評価項目	
ハード面	(1)老朽化比率判定	(2)劣化状況判定
ソフト面	(3)稼働率判定	(4)LCC（ライフサイクルコスト）判定

1 個別施設の状態の評価方法

(1) 老朽化比率判定（令和元年度末時点）

建物の残存耐用年数を100点満点で点数化したもの

【計算方法】残存耐用年数÷耐用年数×100

(2) 劣化状況判定（令和元年9月末時点）

劣化診断調査結果（屋根、外壁、内部、設備（受変電、通信・情報、空調、給排水、消火）の劣化状況（目視確認等））を100点満点で点数化したもの

※文部科学省が発行している「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」のサンプル写真や調査票をもとに現地調査

(3) 稼働率判定

H25～H27の平均利用者数と比較したH30利用者数の推移

【計算方法】H30年度利用者数÷平均利用者数

※ただし、以下の施設については数値を使用した。

- ・北村公園テニスコート H26～H27 が第四中学校の外構工事（テニスコート含む）により、部活動での使用で特異値となったことから、H24～H25の平均値を使用した。
- ・市営武道館は H24～H26 が第四中学校の校舎建替え工事により、授業での使用で特異値となったことから、H27～H28の平均値を使用した。
- ・相撲場はH27 が小学生の大会参加者数及びスポーツ少年団活動日が減少したため、H24～H26の平均値を使用した。
- ・多目的屋内運動場は H27 の人工芝張替えにより使用できない期間があったことから、H24～H26の平均値を使用した。

(4) LCC（ライフサイクルコスト）判定

今後40年間（R3～R42）に施設に要する費用（維持管理、大規模改修、更新）

【計算方法】

- 維持管理コストは各施設の平成26年度から平成30年度までの5年間の平均値を採用した。
- 大規模改修及び更新は、一般社団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver2.10（平成28年版）より施設分類ごとの更新単価で算定（建築後30年で大規模改修、60年で更新）

2 個別施設の状態

図表 3-2-2 個別施設の状態一覧

No	施設名	種別	延床面積 (㎡)	建設年度	経過年数 (R1)	耐用年数	建物性能 (ハード)												施設機能 (ソフト)	
							老朽化比率判定	劣化状況判定	劣化調査点検項目※1									稼働率判定	LCC判定 (百万円)	
									屋根	外壁	窓・サッシ	内部	受変電設備	通信・情報設備	空調設備	給排水設備	消火設備			
1	市営体育館		5,981.94	S47	47	47	0.00	38.13	C	C	D	C	C	C	C	C	A	1.01	4,492	
2	市営八幡原体育館		1,530.92	H14	17	47	63.83	58.90	A	B	A	C	C	D	B	C	-	0.88	586	
3	市営武道館		1,536.52	S47	47	47	0.00	38.13	C	C	D	C	C	C	C	C	A	1.11	861	
4	市営弓道場		983.78	H3	28	34	17.65	56.16	B	B	B	C	C	-	B	C	-	0.91	642	
5	市営相撲場		349.92	S54	40	34	-17.65	49.81	B	B	C	C	C	C	B	C	-	1.74	214	
6	市営多目的屋内運動場		2,082.36	H10	21	34	38.24	46.73	B	C	C	C	C	B	C	C	B	0.82	869	
7	市営野球場	メインスタンド	6,563.12	H3	28	50	44.00	34.57	D	D	C	C	C	C	C	C	B	1.67	4,661	
		バックスクリーン棟	277.67	H3	28	38	26.32	57.18	A	B	B	C	C	-	B	D	-			
8	市営西部野球場	役員室兼放送室	84.00	S58	36	50	28.00	26.26	D	D	D	C	C	-	-	-	-	1.38	110	
9	八幡原緑地野球場	倉庫	30.00	S60	34	34	-126.67	56.56	B	B	B	C	-	-	-	C	-	0.82	47	
		便所	24.00	S60	34	15														
10	市営人工芝サッカーフィールド	駐車場トイレ	22.26	H24	7	38	81.58	97.62	B	A	A	A	A	-	A	A	-	1.05	519	
		駐輪場	68.88	H24	7	31	77.42	94.64	A	B	-	A	A	-	-	-	-			
		物置	37.22	H24	7	31	77.42	98.86	A	A	A	A	A	-	A	B	-			
		クラブハウス	251.25	H23	8	38	78.95	98.86												
11	北村公園テニスコート	クラブハウス	120.00	H13	18	50	64.00	59.67	B	B	B	C	B	-	B	-	-	0.87	45	
12	八幡原緑地テニスコート	倉庫・トイレ・ピロティ	121.06	S54	40	38	-5.26	54.57	B	B	B	C	C	-	C	C	-	0.68	108	
13	市営陸上競技場	管理棟	834.71	S45	49	50	2.00	38.52	B	D	C	C	C	-	C	C	-	0.74	884	
14	市営プール	管理棟	1,840.14	H1	30	50	40.00	44.20	C	C	C	C	C	A	C	D	B	0.75	2,063	
		機械棟	722.37	H1	30	38	21.05	53.79	C	B	B	C	C	-	B	C	B			

※1 点検対象項目の判定は以下のとおり

A: 良好 B: 部分的に劣化 C: 広範囲・全体的に劣化 D: 早期に修繕が必要

第4章 対策の優先順位の考え方

本市の公共施設の対策を検討する上では、個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項が複数ありますが、インフラ長寿命化基本計画や総合管理計画の考え方も参考に、総合的な観点で優先順位を付けることとします。

第1節 基本的な考え方

本計画においては、本市の公共施設の対策を検討する上で、全施設類型に共通する対策の基本的な考え方として、次の項目を考慮することとします。

（1）老朽化対策

建築後 60 年を迎える老朽施設については、施設の機能（サービス）の必要性を考慮するなど、あり方を検討することとします。

（2）本市が提供する行政サービスの必要性

本市行政サービスとして提供する役割を終えたと考えられる施設や、民間サービスで充足する施設は、施設が持つ一部の機能も含めて、譲渡や廃止、民営化を検討することとします。

（3）施設機能の統合・複合化

同種・類似サービスの提供が複数施設で行われている施設や、機能の変更・集約によって利便性の向上が見込まれる施設は、市民ニーズを把握し、複合化や統合を図ります。

（4）都市計画マスタープラン・立地適正化計画との連携

統廃合を検討する施設は、その用途に応じて都市機能誘導区域を考慮した配置を検討します。

（5）避難所の確保

小中学校体育館等は、施設が使用できる期間は避難所として原則維持します。

第2節 施設類型特有の考え方

前節の「基本的な考え方」に加え、その施設類型特有の考慮すべき事項があります。そのため、本施設類型の対策方針を検討する上では、追加で以下の点を考慮することとします。

スポーツは多くの種目があり、種目によって必要な設備が異なります。また、体育館等の複数の種目で活用する施設と実施種目が限られる施設によっても利用状況が異なります。加えてルールの改正等により改修が必要となる場合があるほか、屋外施設については、建物よりも施設の主要な機能に支障が生じて有効に利用できなくなる場合があります。このため、スポーツ施設の利用状況や市民のニーズ等も考慮しながら今後の方針を検討していく必要があります。

この点を考慮し、以下について個別に検討を行います。

(1) スポーツ施設全般

目標使用年数までの使用を目指し、必要な対策を実施して、長寿命化を図ります。

(2) 市営体育館

多種目・多機能で活用する拠点施設のため、建設から60年を経過する令和14年度から、あり方を検討していきます。

(3) 市営西部野球場・八幡原緑地野球場の施設機能の統合

同種の機能となる西部野球場及び八幡原緑地野球場を統合する方向で競技団体と調整を進めます。

(4) 市営武道館

弓道場を廃止し、市営弓道場に機能を統合する方向で競技団体と調整を進めます。跡地については、別の利用方法を検討します。

第5章 対策方針と対策内容及び実施時期

この章では、優先順位の考え方を考慮した対策方針について整理するとともに、本計画の計画期間である令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）における具体的な対策内容と実施時期について定めます。対策内容に関しては、対策方針で定めた内容に基づき、対策費用の概算を記載しています。

第1節 対策方針

対策方針は、施設の長期的な方向性であり、前章に記載した優先順位の考え方を踏まえて示したものです。また、対策方針は、適宜見直しを実施することを想定しています。

1 対策方針における視点

建物自体の維持・保全等と行政サービスの維持・向上等のそれぞれの視点から検討し、対策方針においては、おおむね次のいずれかによるものとします。

(1) 維持（維持・長寿命化）

現在の施設・建物を維持することとします。維持していく上で必要な大規模改修事業、長寿命化事業*等を実施することによって、適切な維持管理を実施し建物の延命を図ることとします。

(※長寿命化事業とは、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な改修事業)

(2) 更新

現在の建物を更新することとします。更新を行う施設は、建替えの他に、別の施設への機能移転もセットで検討することで利便性や維持管理効率の向上を目指します。なお、建替えを行う場合でも、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、費用の縮減やより良い行政サービスの提供の可能性を検討します。

(3) 統合

複数の施設で提供している既存の同種又は類似の行政サービスを機能集約することが適当と判断された場合、特定の施設での行政サービスの提供に統合し、残りの施設での行政サービスを廃止します。

(4) 縮小

社会状況の変化等により、施設が持つ機能のニーズが低いと判断される行政サービスは、当該施設を部分的に廃止し、規模や延床面積を縮小することとします。

(5) 廃止

市が行政サービスとして提供する役割を終えたと考えられる施設や、利用者が著しく少ない等の理由によりニーズが低いと判断される施設は、行政サービスの効率化の観点から廃止することとします。廃止後は本市他事業への転用や地域団体等への譲渡等の利活用のほか、民間事業者等への貸付や売却を検討します。

(6) 民設民営

行政サービスの実施主体や公共施設の管理運営主体を、民営化により市から民間事業者等へ変更することとします。民間活用により、民間事業者等のノウハウを活かした行政サービスの提供や施設運営が可能になるとともに、市の財政負担の軽減に寄与します。

(7) 機能変更

市民ニーズの変化から、より機能的な活用が見込まれる施設は、現在提供している行政サービスを見直すこととします。

(8) あり方検討

対象施設で現在提供している行政サービス・機能の今後のあり方について、関係機関と協議をしながら検討します。

2 スポーツ施設の取組方針

(1) 取組方針

長期的に施設の機能維持をしていくにあたって、劣化・破損等の大規模な不具合が生じた後に行う「事後保全型」だけでなく、故障や不具合を未然に防ぐ「予防保全型」の管理手法を推進します。予防保全型の管理を行うことで、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、施設の不具合による被害等のリスクの低減が図られます。予防保全工事を行うことで、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理にかかる予算の平準化も図ります。また、点検については、建築基準法に基づく法定点検に加え、修繕及び改修工事を行う際は、費用対効果を勘案のうえ高効率設備等の選択・導入を推進します。

また、用途を廃止した施設は、施設を転用して利活用できるかを検討します。転用が困難な場合は、地域団体等による公益的な利用や、民間事業者等による営利目的での利活用等を検討します。

(2) 目標使用年数の設定

各スポーツ施設の法定耐用年数は、施設の用途によって異なり、図表 5-1-3(p. 18)のとおりとなっていますが、これは固定資産の減価償却費を算定するために税法で定められたものです。施設の長寿命化は、保全整備により建物を物理的耐用年数^{※1}にできる限り近づけて使用することであり、施設の長寿命化の目標として、目標使用年数を設定する必要があります。

建築物全体の望ましい耐用年数は、学校及び庁舎等の建物で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の場合、普通品質で 60 年以上、高品質で 100 年以上とされています^{※2}。また、構造体の耐久性基準について、計画供用期間（建築主又は設計者が建築しようとする建物の構造体及び材料に関して設計時に計画する供用予定期間）は、短期（30 年）、標準（65 年）、長期（100 年）、超長期（200 年）と 4 段階の水準が定められています^{※3}。

上記の考え方を参考に、スポーツ施設の目標使用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会）の目標耐用年数の定め方を参考とし、以下のように設定します。

【鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の目標使用年数】 65 年

【鉄骨造の目標使用年数】 65 年

【コンクリートブロック造の目標使用年数】 65 年

【木造の目標使用年数】 50 年

以上により、それぞれの施設の法定耐用年数より約 15～25 年の延命化を図ります。施設が良好な状態に保たれており、目標使用年数経過後も引き続き使用する場合は、目標使用年数の延長も考えられます。

※1 経年による構造体の性能劣化により、構成する部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数

※2 「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会、昭和 63 年

※3 「建築工事標準仕様書鉄筋コンクリート工事編（JASS5）」社団法人日本建築学会発行

図表 5-1-1 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

構造種別 用途	鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質の 場合	普通の品 質の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の 場合	普通の品 質の場合			
学校・官庁	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。60 以上
住宅・事務所 ・病院	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
店舗・旅館 ・ホテル	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
工場	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上

図表 5-1-2 目標耐用年数の級の区分の例

目標耐用年数の級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y。 100	100 年	80～120 年	80 年
Y。 60	60 年	50～80 年	50 年
Y。 40	40 年	30～50 年	30 年
Y。 25	25 年	20～30 年	20 年

出典：「建築物の耐久計画に関する考え方」 社団法人日本建築学会

(3) 改修の優先順位

スポーツ施設の整備や改修等を計画的に実施するため、基本的な優先順位の考え方を以下のとおりとし、各順位に複数ある場合は、安全性、緊急性、利用率、費用対効果等から優先順位を決定します。

優先度	順位	内容	事例
高 低	1	利用者の安全性を確保するための修繕・改修	・利用者に危険が及ぶ可能性のある場合 ・劣化等により建築物が本来保持すべき性能に支障を来している場合 ・防災設備等の法改正等による建築物が本来保持すべき性能が不足している場合
		競技規則等の改正による施設の修繕・改修	・近隣市町に代替施設がない場合
		施設の集約や用途変更に伴う修繕・改修	・施設の集約に伴う整備
	2	建築物の長寿命化のための修繕・改修	・建築物の屋根、外壁等の大規模な整備 ・屋内施設の床等の整備
		施設本来の機能の維持向上による利益性を確保するための修繕・改修	グラウンド及びコートの整備（人工芝への改修等）
	3	施設環境の回復を目的とした修繕・改修	・付帯設備等の整備
		利用者の利便性向上を目的とした修繕・改修	・夜間照明の設置

3 対策方針

本計画の対象施設に関する対策方針は、図表 5-1-3 のとおりです。

図表 5-1-3 対策方針

No.	施設名	種別	構造	延床面積 (㎡)	建設 年度	棟毎 法定 耐用 年数	棟毎 目標 使用 年数	経過年数 (年)		方針	面積増減 (R17末時点) ※
								R1	R17		
1	市営体育館		SRC	5,981.94	S47	47	65	47	63	あり方 検討	0.00
2	市営八幡原体育 館		SRC	1,530.92	H14	47	65	17	33	維持	0.00
3	市営武道館		RC	1,536.52	S47	47	65	47	63	一部機能 変更	0.00
4	市営弓道場		S	983.78	H3	34	65	28	44	維持	0.00
5	市営相撲場		S	349.92	S54	34	65	40	56	維持	0.00
6	市営多目的屋内 運動場		S	2,082.36	H10	34	65	21	37	維持	0.00
7	市営野球場	メインスタン ド	SRC	6,563.12	H3	50	65	28	44	維持	0.00
		バックスク リーン棟	S	277.67	H3	38	65	28	44		
8	市営西部野球場	役員室兼放送 室	RC	84.00	S58	50	65	36	52	一部廃止	-54.00 (小さい面積を 仮定)
9	八幡原緑地野球 場	倉庫	CB	30.00	S60	34	65	34	50		
		便所	W	24.00	S60	15	50	34	50		
10	市営人工芝サッ カーフィールド	駐車場トイレ	RC	22.26	H24	38	65	7	23	維持	0.00
		駐輪場	S	68.88	H24	31	65	7	23		
		物置	S	37.22	H24	31	65	7	23		
		クラブハウス	S	251.25	H23	38	65	8	24		
11	北村公園テニス コート	クラブハウス	RC	120.00	H13	50	65	18	34	維持	0.00
12	八幡原緑地テニ スコート	倉庫・トイ レ・ピロティ	RC	121.06	S54	38	65	40	56	維持	0.00
13	市営陸上競技場	管理棟	RC	834.71	S45	50	65	49	65	維持	0.00
14	市営プール	管理棟	RC	1,840.14	H1	50	65	30	46	維持	0.00
		機械棟	RC	722.37	H1	38	65	30	46		

※面積増減は平成 27 年度末時点（公共施設等総合管理計画基準）からの増減を表しています。

※No. 3 の市営武道館においては、竣工後 48 年が経過しており、施設の劣化が進行しています。また、館内の弓道場については、市営弓道場と機能が重複していることから他の用途へ変更し、市民が安全・安心に利用できる施設を維持します。

※No. 7 市営野球場メインスタンドにおいては、雨漏りが大きな問題となっています。ついては、同施設は市内でメインの球場であり今後、法定耐用年数以上使用する計画があることから、防水工事等を行い市民が安全・安心に利用できる施設を維持することを目的に、長寿命化を図ります。

第2節 対策内容と実施時期

各施設の具体的な対策内容と対策時期は、図表 5-2-1 のとおりです。

図表 5-2-1 対策内容と実施時期

【前提条件】30 百万円以上の改修等（関連する設計費も含む）を行う施設、もしくは施設の方向性を検討していく施設は実施内容を記載しています。

※方針及び特記事項は計画策定時点のものであり、今後事業を進めていく上で見直す場合があります。

※実施内容及び費用は計画策定時点での概算であり、まちづくり総合計画の実施計画策定時に詳細な内容及び金額は決定していきます。

(上段) 実施内容 (下段) 概算費用 (百万円)														
NO.	施設名称	方針	特記事項	R3～R12 費用 合計	個別施設計画期間 (R3～R12)									
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	市営体育館	あり 方検 討	令和14年度からあり方を 検討していく。	33						屋根改修				
2	市営八幡原体育館	維持		0										
3	市営武道館	一部 機能 変更	弓道場を廃止し、別の利用 方法を検討する。											
4	市営弓道場	維持												
5	市営相撲場	維持												
6	市営多目的屋内運動場	維持												
7	市営野球場	維持	施設の長寿命化を目的に 必要な対策を実施する。	777	防水・内装 外改修			設計	ラバーフェ ンス等改修					
					217			60	500					

(上段) 実施内容 (下段) 概算費用 (百万円)

NO.	施設名称	方針	特記事項	R3～R12 費用 合計	個別施設計画期間 (R3～R12)									
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
8	市営西部野球場	一部 廃止	どちらか1施設を廃止する 方向で調整を進める。		関係者との協議を進めて廃止する施設を1つに絞り、 市営野球場改修後の令和8年度頃の廃止に向けて準備を進める。									
9	八幡原緑地野球場													
				0										
10	市営人工芝サッカーフィールド	維持		0										
11	北村公園テニスコート	維持		0										
12	八幡原緑地テニスコート	維持		0										
13	市営陸上競技場	維持			設計	3種公認								
				257	2	255								
14	市営プール	維持	施設の長寿命化を目的に 必要な対策を実施する。						設計	給排水設備 改修	プールサイ ド外改修			
				495					14	297	184			

第6章 今後の対応方針

本計画は今後の公共施設マネジメントの具体的指針であることから、本計画を適切な体制の下で効果的に進めていくことが重要です。

そのため、この章では本計画の進捗管理の方法や計画の改定に関する考え方について整理するとともに、本計画を着実に実行に移していくための実施体制について整理します。さらに、対策を行っていく上で重要となる予算の考え方をどのように関連させていくかについて併せて整理します。

第1節 計画の進捗管理の方法

本計画において個別施設ごとに具体的に示された対策の取組予定と、各年度における対策の実際の進捗状況を比較・確認し、随時更新していくことによって、計画の適切な進捗管理を図ります。

計画策定時点において、計画期間内に具体的な対策内容や対策時期を検討中の施設がある場合については、引き続き検討を進め、順次、対策内容及び対策時期を設定していきます。

第2節 計画の改定に関する考え方（図表 6-1-1）

各施設に実施した対策は、毎年、個別施設計画に実績を反映するほか、まちづくり総合計画の実施計画（以下「実施計画」という。）の見直しと合わせて、個別施設計画で定めている各施設への対策内容とその予定時期についてフォローアップを図ります。

また、個別施設計画の策定から5年を目途に、各施設の劣化診断調査を行って状態を確認するとともに、当該結果を基にした個別施設計画の改定も行います。

上位計画である総合管理計画は、個別施設計画の改定後に整合性を検証し、必要に応じた見直しを行っていきます。

第3節 計画の実施体制

本計画に記載している対策については、各施設の所管課が主体となって実施します。また、統廃合や複合化等の施設の再編に関する取組については、各施設所管課や関連部門が連携・協議した内容について公共施設等総合管理庁内検討委員会において検討することとします。

計画の進捗状況については、毎年度、各所管課からの実績報告を受け、政策企画課が取りまとめます。

第4節 予算への反映方法

本計画に記載している対策の実施に際しては、まちづくり総合計画をはじめとする諸計画との整合性の確保と、市の諸施策との適切な連携・調整が必要不可欠です。効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくため、各対策について、3年を計画期間（2年でローリング）とする実施計画において予算を裏付けることで、本計画の実効性を確保します。

図表 6-1-1 計画の見直し時期について

